

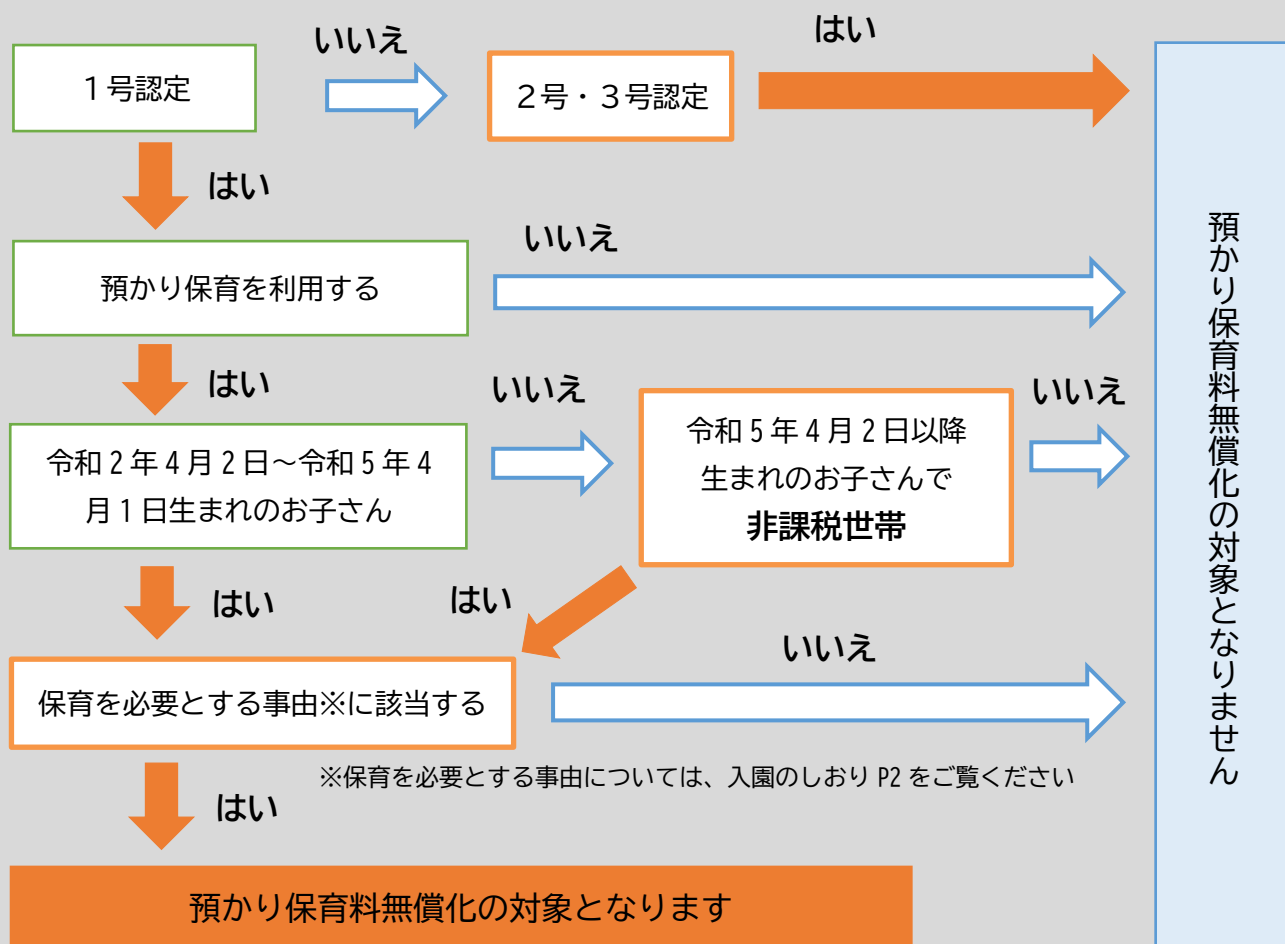
1号認定預かり保育料の無償化についてのお知らせ

市より保育の必要性の認定を受け、教育時間(1号認定)の利用時間に加えて預かり保育を利用する場合は、認定区分に応じて下表の額まで無償化されます。

無償化を希望する場合は、認定の対象となるかどうかを下記フローチャートで確認いただき、裏面の申請書類により湯沢市子ども未来課児童福祉班に申請してください。

認定区分	クラス	認定条件	無償化される額
○新2号認定	3歳児クラスから5歳児クラスのお子さん	保育を必要とする事由がある	日額450円 月最大 11,300円
○新3号認定	2歳児クラスのお子さん	保育を必要とする事由があり、市町村民税非課税世帯である	日額450円 月最大 16,300円

預かり保育料無償化申請フローチャート(令和8年度)



申請書類

【申請書類】	
□子育てのための施設等利用給付申請書	
【保育を必要とする事由の証明書】	
就労	☐ 就労証明書 ※勤務先に提出し、記入してもらってください。 ※有効期限は証明日から 3 か月以内です。 ※自営業の場合は、直近の確定申告書の写しを添付してください。
妊娠・出産	☐ 母子手帳の写し ☐ 妊娠・出産に関する申立書
保護者の疾病・障がい	☐ 診断書、障がい者手帳の写し(交付されている場合) ☐ 疾病・障がいに関する申立書
同居の親族の介護・看護	☐ 診断書、障がい者手帳の写し(交付されている場合) ☐ 介護・看護に関する申立書
災害復旧	☐ 罹災証明書等 ☐ 災害復旧に関する申立書
求職活動(起業準備含む)	☐ 求職活動に関する申立書
就学(職業訓練含む)	☐ 在学証明書や授業時間が確認できる資料 ☐ 就学(職業訓練)に関する申立書
育児休業中の既入園児の継続利用	☐ 育児休業の取得期間が記載された就労証明書 ※育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもであること
虐待・DVのおそれ	※子ども未来課へご相談ください。
その他 上記に類する状態として市が認める場合	※子ども未来課へご相談ください。

<算定のイメージ>

月額上限額と実際の預かり保育料を比較し、低い方の金額が無償化の対象です。

例	利用日数 (時間)	月額上限額と実際の預かり保育料	無償化される額
例① 時間設定の園 200 円/時間	10 日間 (40 時間)	① 月額上限額 450 円×15 日=6,750 円 ② 実際の預かり保育料 8,000 円	① < ② 6,750 円無償化 (自己負担 1,250 円)
例② 日額設定の園 400 円/日	20 日間	① 月額上限額 450 円×20 日=9,000 円 ② 実際の預かり保育料 8,000 円	① > ② 8,000 円無償化 (自己負担 0 円)

※各施設で日額設定、時間設定、預かり保育料が異なるため、詳細は各施設へお問い合わせください。

※保育の必要な事由が妊娠・出産、求職活動等の認定で、年度途中で認定期間が満了となった場合、認定期間の更新や保育を必要とする事由の変更手続きが必要となります。

<お問い合わせ> 湯沢市子ども未来課児童福祉班 TEL0183-78-0166 (直通番号)